

認定こども園 かつらぎ町立 三谷こども園 利用契約書

社会福祉法人かつらぎ福祉会（以下「甲」という。）と支給認定子ども及びその支給認定保護者（以下「乙」という。）は、乙が認定こども園かつらぎ町立三谷こども園を利用する事に関し、次のとおり契約を締結する。

- 1 甲は、乙に対して発行されている子ども・子育て支援新制度に基づく支給認定証の内容を確認したうえで、教育・保育を乙に提供することとする。
- 2 乙は、甲が説明した、園の運営規程及びその他の重要事項の内容について同意し、これらの定められた乙の義務（利用者負担額等の支払いを含む。）を履行する事とする。
- 3 この契約の有効期間は、卒園及び退園する日までとする。
- 4 甲は、本契約にかかる内容に変更があった場合、その内容について乙に説明し、同意を得ることとする。

平成 年 月 日

(甲)

法人名：社会福祉法人 かつらぎ福祉会

法人代表者名：理事長 松岡 脩平 ⑩

法人所在地：和歌山県伊都郡かつらぎ町大字佐野 827 番地の 1

園名：認定こども園 かつらぎ町立 三谷こども園 施設長名：泉 昭

園の所在地：和歌山県伊都郡かつらぎ町大字三谷 1650 番地

(乙)

支給認定こども氏名：

支給認定保護者氏名：

⑩

住所：